

## カシニワ制度に基づくコミュニティガーデンにおける公共性の変化

Development process of publicness of a community garden established by the *Kashiniwa* program

渡部 陽介\* 宮本 万理子\*\* 雨宮 護\*\*\* 寺田 徹\*\* 横張 真\*\*\*\*

Yosuke WATANABE Mariko MIYAMOTO Mamoru AMEMIYA Toru TERADA Makoto YOKOHARI

**Abstract:** Parks established and maintained by the public sector have long been playing a major role in Japanese open space plans. However, Japanese cities, not only in remote areas but in major urban regions, are now starting to shrink due to rapidly aging and shrinking population, and under such circumstances provisional community gardens established and maintained by local residents are becoming to play an indispensable role in maintaining public spheres in a local community. This study aims to identify the development process of a community garden as a public sphere by having *Jiyu Hiroba* established by the *Kashiniwa* program in Kashiwa City, Chiba prefecture, as a case study. Documents including site plans illustrated by residents and annual management reports were collected, and then in-depth interviews were conducted by having neighborhood association members as the subjects. As the result of literature and interview surveys it was identified that “publicness” of the community garden in *Jiyu Hiroba* was gradually enhanced by aggregating plural “privatenesses” with occasional interventions by the public sector. Community gardens with publicness, as a result of aggregated privatenesses, were understood as new public spheres suitable for future shrinking cities in Japan.

**Keywords:** *Kashiniwa* program, community garden, public sphere, neighborhood association

キーワード：カシニワ制度，コミュニティガーデン，公共空間，町会

### 1. 研究の背景

人口減少・高齢化を背景とした行政サービスの低下が危惧されるなか、教育・環境・福祉・防犯・防災等、多様な分野において地域コミュニティを基盤とした共助に対する期待が高まっている<sup>1)</sup>。特に、郊外住宅地は、人口減少・高齢化が今後急速に進む地域と目されており、共助を可能とする地域コミュニティを早期に形成することが求められている<sup>2)</sup>。

共助の基盤となる地域コミュニティの形成に向けて、本研究は、「公共空間」の役割に着目する。本研究における公共空間とは、底地の公有民有に関わらず、職業や世代、価値観、ライフスタイル等が異なる住民間の直接的な行為や対話を通じたコミュニケーションの場を指す<sup>3)</sup>。公共空間において起こる多様な主体間のコミュニケーションは、地域が抱える問題の共有や、問題に対する当事者意識の喚起を促す<sup>3)</sup>。このことは、共助の基盤を形成することにつながると思われる。

これまでの公園緑地行政は、都市公園という形で、こうした公共空間を郊外住宅地に創出してきた。しかし、自治体による所有を前提とした都市公園整備の持続性には限界がある。特に、人口減少や高齢化が予測される郊外住宅地では、恒久的な都市公園を今後も整備し続けることは、将来、自治体財政を圧迫する負のストックを蓄積していくことにもつながりかねない。一方、郊外住宅地では、市街地の縮小に伴う未利用地の増加が予想される。こうした土地を、地域住民の大きな裁量のもとで、暫定的な公共空間として整備することは、自治体による恒久的な都市公園整備に代わる、新たな公共空間の創出の方策として有用と考えられる。

しかし、暫定性と地域住民の裁量の大きさを前提とした場合、必ずしも良質な公共空間が創出されない可能性もある。例えば、暫定性は、自らの活動の安定性を損なうものと見なされれば、地域住民による能動的な運営・管理がなされない可能性もある。また、日本の地域コミュニティは、同質性を前提とした「農村型コミュニティ」であるとしばしば指摘される<sup>4)</sup>。この指摘に従えば、

地域住民の裁量が大きいことは、同質的なコミュニティ内部の「活性化」には寄与しても、交流の中で「他者」を排除することにつながる可能性がある。その結果、新たな公共空間の創出が、地域の問題点を共有させるどころか、逆に分断を招く契機にもなりかねない。

このように、暫定性と地域住民の大きな裁量を前提とした公共空間の創出には、功罪両面が考えられる。功罪両面を踏まえたうえで、こうした公共空間の創出の可能性や有用性を検討するためには、先進例の取り組み実態の把握が不可欠である。その際、暫定性と地域住民の裁量の大きさを有する公共空間が、時間とともに空間の形態や管理の内容が変化しうる可能性が大きいことを踏まえると、取り組み実態は、時系列的に把握される必要がある。

本研究では、新たな公共空間の創出の先進例として、千葉県柏市における「カシニワ制度」<sup>4)</sup>に基づくコミュニティガーデン(CG)づくりに着目する。その意義は、以下の2点である。第一に、カシニワ制度は、土地の暫定的利用を前提としている。そのため、同制度に基づくCGづくりを検討することは、市街地の縮小を見据えた公共空間の創出の方策を探るうえで有用と考えられる。第二に、カシニワ制度は、空間のデザインや維持管理において地域住民に大きな裁量を与えた、新たな公共空間を生みだそうとしている。そのため、同制度に基づくCGづくりを検討することは、地域住民の大きな裁量のもとで公共空間が成立する可能性を探るうえで有用と考えられる。近年、指定管理者制度(2003年)や公園施設の管理委託(2004年)の導入後の都市公園に見られるように、地域住民が公共空間の管理の一端を担う例は多い。カシニワ制度に基づくCGづくりを対象とすることは、そうした事例に対しても示唆を与えるものと考えられる。

以上の前提のもとで、本研究では、カシニワ制度に基づくCG「自由広場」を事例に、暫定利用と地域住民の裁量を前提としたCGづくりの取り組み実態を時系列的に明らかにする。具体的には、まず、自由広場におけるヒアリング調査や3年間の参与観察、

\*清水建設株式会社技術研究所

\*\*東京大学大学院新領域創成科学研究科

\*\*\*東京大学空間情報科学研究センター

\*\*\*\*東京大学大学院工学系研究科

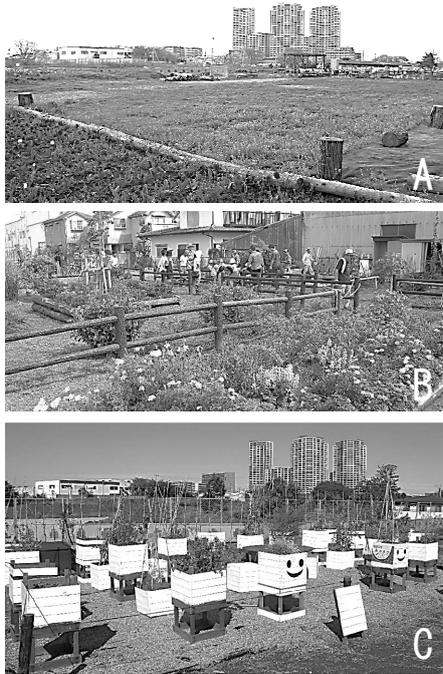


図-1 自由広場の敷地利用 (2013年7月5日時点)

表-1 ヒアリング調査対象者

調査	No	年代	性別	職業・役職等
運営者層	M1	60	男	退職(年金生活)
	M2	60	女	専業主婦
	M3	60	女	退職(年金生活)
	M4	30	女	会社員・公務員
	M5	50	男	会社員・公務員
	M6	60	女	不明
	M7	70	男	町会長
	M8	70	女	町会長妻
	M9	60	男	不明
	M10	50	女	会計
	M11	60	女	園芸担当
	M12	60	女	次期会長妻
利用者層	U1	60	女	その他(臨時職員)
	U2	30	女	専業主婦
	U3	40	女	会社員・公務員
	U4	30	男	会社員・公務員
	U5	50	女	専業主婦
	U6	40	女	その他(パート)
	U7	30	女	受付
	U8	40	女	会社員
	U9	70	女	退職(年金生活)
	U10	80	女	退職(年金生活)

表-2 自由広場の空間・運営の変遷

		時期区分		自由広場開設後～ちよい農実験開始前		ちよい農実験開始後	
		年	年	2010	2011	2012	2013
空間	区画	町会共同花壇/共同菜園/個人菜園/共同樹木園		○	○	○	○
		共同菜園(ちよい農レイズドベッド)				○	○
	施設・設備	簡易遊具/休憩施設/物置小屋/堆肥置場/仮設トイレ/水道/掲示板		○	○	○	○
		屋外用テーブル・ベンチ/焼却炉/電源		○	○	○	○
		敷地境界柵	○	○	○	○	○
	植栽その他	出入口ロケーション				○	○
		桜			○	○	○
		入口/芝生広場			○	○	○
	運営	柏市	廃材置き場として利用/定期的な草刈作業	○			
			カシニワ制度の運用/助成金制度		○	○	○
新若柴町会		公園設置要望書を柏市へ提出	○				
		土地使用借借契約を柏市と締結		○	○	○	
		初期基盤整備(廃材処分、整地、花壇・菜園整備等)		○	○	○	
		各班当番制による花壇整備・草刈り		○	○	○	
		ラジオ体操/ワンコインの会		○	○	○	
		町会行事(納涼まつり/七夕祭り/芋ほり大会/秋祭り/防災訓練等)		○	○	○	
大地学元		外部組織連携イベント(カシニワフェスタ)				○	○
		ちよい農実験				○	○

計画資料をもとに、空間・運営・利用の観点から、自由広場に生じた変化を記述する(第3章)。次いで、公共空間の性質(公共性)を定義したうえで、その視座に基づき、自由広場の変化を考察し、その特質について述べる(第4章)。これらから、市街地の縮小を見据えたうえでの公共空間の創出のあり方に対して、暫定性と地域住民の大きな裁量を前提とした方法論の可能性を提示する。

これまで、都市公園<sup>9)~10)</sup>、未利用地を活用したオープンスペース<sup>11)</sup>、ポケットパーク<sup>12)</sup>、街園<sup>13)</sup>、街角広場<sup>14)</sup>など、様々な緑地の空間・運営・利用上の特徴を明らかにした研究は多い。特に、住民参画型公園運営に関する研究には、藤本・中瀬らを始め多数のものがある<sup>9)~9)</sup>。一方、国内のCGに関する研究はほとんどみられない。数少ない例として、寺田ら<sup>10)</sup>が、暫定利用を前提とした緑地整備について論じている。しかし、同論文の主題は暫定利用を前提とした緑地を生み出す制度の特徴を記述することにあり、

制度の下で生み出される公共空間の性質に着目したものではない。また、藤岡ら<sup>10)</sup>および橋本・錦澤<sup>17)</sup>は、CGの空間・運営・利用の特徴や効果を分析している。しかし、両研究は、CGの実態を詳細に報告しているものの、公共空間としての性質は議論されていない。本研究は、暫定的利用を前提としたCGの公共空間としての性質に着目した新規の試みと位置づけられる。

## 2. 研究方法

### (1) 研究対象：自由広場(千葉県柏市)

上記の目的を達成するため、本研究では千葉県柏市の未利用地活用制度「カシニワ制度」の適用第1号である「自由広場」(柏市新若柴字入谷津1番43)を研究対象として選定した。自由広場は、つくばエクスプレス線柏の葉キャンパス駅の南東約1kmに位置する約3,000m<sup>2</sup>のCGである。自由広場は、後述の経緯によって、

表-3 ヒアリング調査結果

(1) 自由広場開設以前の時期における空間・運営・利用の特徴		発言内容
空間	敷地の状況	・前はほつたらかされた空き地という印象(利用者層/30代女性) ・こんな荒れた土地をどうするのだろうと思った(運営者層/30代女性) ・最初に草刈りに参加したが、あまりに多くの草と石で、自分たちでの整備は無理ではないかと感じた(利用者層/40代女性) ・雑草が生い茂る場所だった(利用者層/30代男性)
運営	自由広場開設の経緯	・数多くの小学校区に分かれている結果、親子会ができず、コミュニティの形成が困難になっていたことと、地域に公園がなかったことから、一緒に活動する輪(和)をつくりたいとの思いで、490名の署名を集めて2009年3月に市に公園設置要望を行った(運営者層/70代男性) ・市有地で廃材置き場になっていたこの土地を無償で貸出し、利用してもよい、との話が市から提示された(運営者層/70代男性)
利用		
(2) 自由広場開設後～「ちよい農」実験開始前における空間・運営・利用の特徴		発言内容
空間	施設・区画	・2010年、子供の広場(簡易サッカーゴール)・高齢者のニコニコ農園・親子でつくる一坪園芸・仮水道・藤棚(東屋)を整備(運営者層/70代男性) ・倉庫は町会の人づてにいらなくなったものを譲り受けた(運営者層/70代男性) ・みどりの基金の助成金で、屋外用テーブル、椅子、テント等を購入。水道を3カ所引き込んだ。仮設トイレも設置(運営者層/70代男性) ・市から搬木を貸し出してもらったり、ベンチの整備等への助成金を受けたりしながら、環境整備を進めている(運営者層/70代男性)
運営	初期の空間整備	・広場の整備を毎週の日曜に草刈、廃材処分、鋤鉤による開墾が男女10数名の力で始まる(運営者層/70代男性) ・砂利やコンクリート塊が多量に入った地面を鋤やスコップで掘り起こした(運営者層/70代男性)
	維持管理	・2011年、各班による花壇整備及び草刈(運営者層/70代男性) ・年4程度、当番のときに草刈りに参加(利用者層/70代女性) ・火事を防ぐため、火を使用する時は(町会長に)事前の届け出が必要(運営者層/70代男性) ・草刈り機や鋤、水道の栓等は鍵(ダイヤル錠)をかけて倉庫で保管している。(運営者層/70代男性)
	活動資金	・市の補助制度を活用して整備を実施…3/4補助が出される。種の購入などは町会会費から支出している(運営者層/70代男性)
	協議(町会・行政)	・町会の総会は、年1回、青少年センターで開催。役員と班長が出席(運営者層/60代男性) ・4月に開催される総会で、事業方針と事業報告を行っている(運営者層/70代男性) ・雨風をしるげ屋根付きの集会施設の建設を市に要望している(運営者層/70代男性)
	課題	・広場に出でくる人は限られている(利用者層/60代女性) ・収穫物の分配が難しいため、当初は、花のみが栽培可能と聞いていたが、今は自治会の役員の人で作物を作っている人がいて、ルールが疑問(利用者層/50代女性) ・役員を中心とした『よく利用する人』のルールで運営されている(利用者層/30代男性) ・広場の利用ルールが明記されておらずはつきりしない(利用者層/50代女性)
利用	日常的利用	・ほぼ毎日、犬の散歩に利用しているほか、子供たちは、広場で野球の素振りやキャッチボールなどをしている(利用者層/40代女性) ・広場で畑をやって、はっきりとわかるほど生き生きしてきた高齢者がいる(運営者層/50代男性) ・ラジオ体操は、高齢者が中心になり、週4回、15名程度参加。いつもの参加者が休むと皆が心配し、近くに人が訪ねる(運営者層/70代男性) ・広場ができてラジオ体操などを通じて交流が広がった(利用者層/80代女性) ・男性も参加してもらえよう、ワンコインの会と称して、草刈り後にビールやつまみを片手に活動の議論をしている(運営者層/70代男性) ・町会の人とコミュニケーションができるようになった(運営者層/50代男性)
	非日常的利用	・ふれあい納涼祭、芋ほり大会、栗りの秋祭り、子供風物揚げ大会、自主防災訓練等のイベントを2か月に1回程度実施(運営者層/70代男性) ・みんなでお祭りなどに活用できる場ができるのはうれしい(利用者層/40代女性) ・広場の利用は町会の行事での活用が中心で、パーベキューなどを楽しんでいる(運営者層/50代男性)
(3) 「ちよい農」実験開始後の空間・運営・利用の特徴		発言内容
空間	敷地	・契約更新の際、敷地面積が3,000㎡に拡大した(運営者層/70代男性)
	施設・区画	・親子でつくる一坪園芸は中止。町会で芋ほりを始める(運営者層/70代男性) ・震災時の食料確保を目的に防災かまど、トイレの水の確保、冬場の暖の確保等を現在準備試行中(運営者層/70代男性) ・夜間に着者のたむろ等が起き、入り口にチェーンを張ることにした(運営者層/70代男性)
運営	経緯	・平成22～24年までの2年契約では町会が利用するとしていた。現在の平成24～29年度の契約では町会以外の利用も可としている(運営者層/70代男性)
	維持管理	・花壇づくり、草取りは昨年(2011年)と同じ各班持ち回り(運営者層/70代男性)
	協議(町会・行政)	・活動の計画と報告は、町会総会とみどりの基金(柏市)へ毎年、行っている(運営者層/70代男性)
	外部連携	・(地元大学が実施する)ちよい農が、高齢者にもなじみやすく、作業しやすい農の形を教えてくれた(運営者層/70代男性) ・今年5月(2013年)のカシニワフェスタには外部からも人が来た。他のカシニワ団体との現地見学会も計画している(運営者層/70代男性)
利用	日常的利用	・週2回程度、気が向いたときに農園の様子を眺めたりする。発見・情報を得る場、植物の勉強になる場(利用者層/30代女性) ・自由広場に植えてあるものは、特定の人が栽培しており関与することが難しいが、ちよい農は気楽に関われる(利用者層/70代女性)
	非日常的利用	・ふれあい納涼祭、芋ほり大会、栗りの秋祭り、自主防災訓練を実施。納涼祭では、「ちよい農」神輿を担いだ(運営者層/70代男性)

市の所有地を新若柴町会(会員数294世帯、2012年12月現在)が無償で借り受け、CGとして整備・運営する事例である(図-1)。本事例は、1)制度に基づき暫定利用を前提としたCGづくりの事例であり、市街地の縮小を見据えた公共空間創出の手法に対して示唆を与える先進性があると考えられること、2)カシニワ制度に基づく事例のなかでも、最も長期にわたって取り組みが継続しているCGであるため、空間・運営・利用において様々な変化を経験していることから、対象として適切だと判断した。

## (2) データおよび取得方法

本研究では、自由広場の公共空間としての性質を捉えるため、自由広場の空間・運営・利用の3点に着目し、以下の方法によって、開設以来の変化を記述するためのデータを取得した。

### 1) 空間変化の把握方法

自由広場が開設された2010～2013年までの4年間について、自由広場の空間の変化を把握した。具体的には、町会が作成した花壇計画図(2010年)を入手するとともに、現地調査を行い(2011年～2013年)、広場内の区画の利用方法や工作物、施設・設備、植栽の内容と位置を把握した。

### 2) 運営および利用の変化の把握方法

運営および利用に関わる内容や主体の変化を把握するため、町会資料調査およびヒアリング調査、行動観察調査を実施した。

町会資料調査では、新若柴町会の年度毎の活動実績をまとめた事業報告資料<sup>18)</sup>を入手し、その中から、広場の運営や管理、イベントに関する記述を抽出し、年表形式で整理した。

ヒアリング調査では、新若柴町会構成員のうち、自由広場の運営者層(町会長・町会役員)12名、利用者層10名を対象に運営・利用の実態を把握した。具体的には、運営への参加状況(内容、頻度、役割)、利用状況(内容、頻度)、自由広場の印象・課題を尋ねた。調査は2011年8月～2013年9月の期間に運営者層4回、利用者層5回の計9回実施した。時間は各約2時間程度であった。

行動観察調査は、2012年4月～2013年8月までに週3回程度、広場利用が活発となる時間帯(15:00～18:00)に継続的に実施し、運営者・利用者の属性・行動内容を自由記述で記録した。

### (3) 分析方法

分析では、取得されたデータを、自由広場の空間・運営・利用の項目毎に時系列で整理し、考察を加えた。分析の対象時期は、

表-4 行動観察調査結果 (抜粋)

行動観察調査 (2012年4月以降) の抜粋				
タイトル	自由広場利用状況 (日常時)	ちよい農作業風景	土づくり講習会	納涼大会 (イベント時)
日時	2012年9月30日	2013年7月25日	2012年9月8日	2013年8月24日
写真				
観察内容	作業後、町会共同農園で収穫された芋が防災カマドで調理され、参加者20名程度にふるまわれた。	子育て世代がちよい農ポットで栽培された野菜の収穫に携わるようになった。管理人は水やりや収穫に加え、来園者の軽作業のサポートを実施した。	近隣住民向けの土づくり講習会がちよい農スタッフによって開催され、近隣住民15名程度が参加した。	町会主催の納涼大会が開催され、近隣住民200名程度が参加した。ちよい農スタッフは、ちよい農ポットをお神輿として担ぐ等、イベント運営にも携わった。

2010年の広場開設直前の時期～現在までとした。結果は、自由広場の空間・運営・利用の内容が大きく変化した3時期(自由広場開設以前の時期、自由広場開設後～「ちよい農」実験(後述)開始前の時期、「ちよい農」実験開始後の時期)に区分したうえで、各時期の空間・運営・利用を記述した。

### 3. 自由広場の空間・運営・利用の変化 (表-1, 表-2)

#### (1) 自由広場開設以前の時期における空間・運営・利用の特徴

自由広場が開設される2010年5月以前、市が所有する当該敷地は、建設廃材置き場として使用されていた。

この時期の空間については、区画・施設はまだなく、雑草が繁茂した状態であった<sup>19)22)</sup>。土中には砂利やコンクリート塊が大量に埋まり、そのままCGとして活用できる場所ではなかった<sup>20)22)</sup>。

運営については、土地所有者である柏市が管理作業として年に2回程度の草刈りを実施するだけの消極的な状況であった<sup>21)</sup>。

利用については、敷地内部への立ち入りは禁止されていた<sup>21)</sup>。地域住民の当時の当該敷地に対する印象は、「ほったらかされた空き地」<sup>22)</sup>、「雑草が生い茂る場所」<sup>22)</sup>というように、荒廃した土地として認識されていた。

#### (2) 自由広場開設後～「ちよい農」実験開始前における空間・運営・利用の特徴

##### 1) 経緯

2010年6月、当該敷地が町会によって自由広場と命名され、CGとして整備が開始された。契機となったのは、2009年3月に、コミュニティ形成に課題を抱えていた町会から、公園設置要望(署名約500名)が柏市に提出されたことである。その際には、市の財政不足のため公園設置は見送られたものの、市としてもカシニワ制度の検討をはじめた時期であったこともあり、制度運用に先立つモデルケースとして、数年後に売却予定だった2,000m<sup>2</sup>の敷地が町会に無償で貸し出されることとなった<sup>21)23)</sup>。

開設に際しては市と町会の間で2年間の使用貸借契約が締結された(2010年5月)<sup>21)</sup>。契約書の使用目的には「町会関連諸団体の催しや草花の育成用地として使用する」との記載がなされた<sup>23)</sup>。

##### 2) 空間の特徴

自由広場開設後、入口が南北に1箇所ずつ設けられ、地域住民が当該敷地にいつでもアクセスできるようになった。敷地北部を花壇・菜園ゾーン、南部を芝生広場ゾーンとする基本レイアウトが町会によって決められ<sup>24)</sup>、主要な区画や施設・設備の整備が行われた。2010年には、共同花壇に加え、町会行事のための共同菜園、個人菜園(親子農園、高齢者農園)、共同樹木園等が整備された。施設・設備としては子供のための簡易遊具、休憩施設、物置

小屋、仮設トイレ、仮水道、掲示板等が設置された<sup>18)20)</sup>。2011年には屋外テーブル・ベンチ、焼却炉、常設水道等が整備された。

空間整備は、基本的に町会主導で行われたものの、土地所有者兼カシニワ制度の運用主体である市との協議が随時行われた<sup>20)</sup>。協議の主要な論点のひとつは、暫定利用を前提とするカシニワ制度のなかでの建築物・工作物の設置可否であった。当時、町会は、休憩施設や物置小屋、集会所の設置を希望していたが、協議の結果、返還時の土地の原状回復を条件に休憩施設や物置小屋の設置は認められたものの、撤去が難しい集会所の建設は見送られた。

##### 3) 運営の特徴

この時期の運営は、町会の中高年齢者が中心的役割を担っていた。2010年は、中高年齢者10数名が中心となり基盤整備(草刈、廃材処分、開墾、主要な区画・施設の整備等)が進められた<sup>18)20)</sup>。2011年には、町会の班当番制が導入され、その他の町会員も花壇整備や草刈といった維持管理作業に参画するようになった<sup>18)20)22)</sup>。

広場の事業計画は、町会の総会(毎年4月)で承認を受け決定され、活動結果も総会で報告されている<sup>20)</sup>。これは、運営費用の一部(1/4)が町会費から捻出されるため、事業計画の決定に透明性を確保するためである。また、広場の事業計画・活動報告は市にも提出されている。これは、運営費用の残り(3/4)が、カシニワ制度の助成金により賄われており<sup>20)</sup>、その適正な運用を報告することが求められているためである。

##### 4) 利用の特徴

この時期の利用は、日常的には、子供たちによるボール遊びや、中高年齢者による花壇・菜園活動やラジオ体操、ワンコインの会<sup>25)</sup>等が行われていた<sup>18)20)22)</sup>。特に頻度が高い利用はラジオ体操であり(週4回)、主に高齢者(約15名程度)が参加していた<sup>18)20)22)</sup>。参加者の間では、欠席時の声掛けが行われる等、高齢者が相互に見守り合う関係も生じた<sup>20)</sup>。

一方、非日常の利用では、納涼祭りや芋ほり大会、秋祭り、防災訓練等が開催された<sup>18)20)</sup>。イベント時には、中高年齢者に加え、普段、広場を利用しない若年者の参加も見られた。しかし、そのような場合でも、倉庫や水道、焼却炉等の各種施設の利用は、盗難・火災防止を理由に、基本的に運営者層に限定されていた<sup>20)</sup>。自由広場の印象は、「みんなでお祭りなどに活用できる場所ができるのはうれしい」<sup>22)</sup>、「ラジオ体操などを通じて交流が広がった」<sup>22)</sup>、「町会の人とコミュニケーションができるようになった」<sup>20)</sup>等、概ね肯定的であった。しかし、運営者ではない一部の利用者層には、「広場に出てくる人は限られている」<sup>22)</sup>、「収穫物の分配が難しいため、当初は、花のみが栽培可能と聞いていたが、今は自治会の役員の人で作物を作っている人がいて、ルールが疑問」

22)、「役員を中心とした『よく利用する人』のルールで運営されている」22)、「広場の利用ルールが明記されておらずはつきりしない」22)等、運営や利用を巡る課題も指摘された。

### (3) 「ちよい農」実験開始後の空間・運営・利用の特徴

#### 1) 経緯

初期整備が一段落した2012年、当初の2年間の契約が満期を迎え、町会と市の間で改めて5年間の使用貸借契約が締結された(2012年4月)20)26)。この際、使用目的に、従来から存在した「町会関連諸団体の催しや草花の育成用地として使用する」に加え、「一般住民の利用が可能な地域の広場とする」が追加された26)。これは、最初の契約後に運用が開始されたカシニワ制度の趣旨を踏まえたものである。これを受ける形で、自由広場の運営・利用において、町会の枠をこえて、地元大学や他の市民団体等との連携が強化されるようになる。その中で地元大学が研究の一環として、2012年4月より自由広場の一角で「ちよい農」実験を開始した。「ちよい農」とは、管理人(地元大学の実験スタッフ)のサポートのもと、地域住民が軽作業(灌水、植付、剪定、収穫等)や収穫物(野菜・ハーブ)をシェアし、レイズドベッド型菜園を共同利用する取り組みである27)。「ちよい農」実験は、気軽に農に関わる場の創出を通じ、それまで自由広場への関与が薄かった層を呼び込むことを意図していた。

#### 2) 空間の特徴

この時期、契約更新にあわせて、隣接地1,000m<sup>2</sup>が自由広場に加わり、全敷地面積が3,000m<sup>2</sup>となった20)21)。区画では原発事故に伴う放射能汚染への懸念から親子農園が廃止され、代わりに、非常災害時に供される農作物を栽培することを目的とした町会共同農園や個人利用の高齢者農園が増設され、防災カマドも整備された20)28)。加えて、敷地西側に、「ちよい農」実験のためのレイズドベッドが複数設置された。一方、それまで常時出入り可能であった出入口には、チェーンが張られるようになった(北側:常時、南側:夜間)20)。これは、ゴミの投棄や夜間の若者のたむろ等、一部のマナー違反への対策として町会が設置したものである。

#### 3) 運営の特徴

この時期の運営体制は、町会総会での広場全体の事業計画・活動結果の報告・承認、市への事業計画の提示・活動報告が継続されていたが20)、2012年4月以降、「ちよい農」実験のスタッフが、新たに広場運営に関与するようになるという変化が生じた。具体的には、週3回程度、スタッフが「ちよい農」実験区画を訪れ、農作物への水やりや収穫、剪定等の維持管理や来園者の軽作業サポートを実施した28)。また、地域住民を対象とした土づくり講習会やウェブを通じた情報発信を実施した28)。さらに、「ちよい農」実験のスタッフは町会が主導して行う自由広場全体の草刈や花壇への灌水、納涼祭り等の町会イベント運営にも参加した28)。

その他の外部連携として、2013年に実施された市のイベント「カシニワフェスタ」が挙げられる。他のカシニワ登録団体と連携し、町会も自由広場で一般市民向けの公開イベントを実施した。その後も、見学会の開催等、外部組織との交流は継続している20)。

#### 4) 利用の特徴

「ちよい農」実験以降、特に日常的利用において変化が生じた。具体的には、それまで自由広場との関わりが薄かった、子育てや共働きで忙しい若年者の利用が見られるようになった28)。非日常的には、前の時期と変わらず、納涼祭り等のイベント時に、中高年者に加え、若年者の利用も多数みられた28)。「ちよい農」実験以降の自由広場に対する印象は、「高齢者にも馴染みやすく、作業しやすい農の形を教えてくれた」20)、「自由広場に植えてあるものは、特定の人が栽培しており関与しにくいがちよい農は気楽に関われる」22)、「発見・情報を得る場、植物の勉強になる場」22)等が見られた。これらの意見は、この時期に生じた利用者の多様化の一因

に、「ちよい農」実験の存在があることを示唆している。

## 4. 考察

### (1) 自由広場を巡る公共性の変化

以上のように、自由広場の空間・運営・利用は大きく変化してきた。では、こうした変化のなかで、自由広場の公共空間としての性質はどのように変わってきたのか。以下では、公共空間の捉え方を設定した後、その視座から自由広場の変化を考察する。

公共空間の定義は様々あるが、地域コミュニティの形成に不可欠なコミュニケーションの場としての意味を重視するものに、斎藤29)および篠原30)がある。斎藤29)は、「公共的な空間とは人々の相互の交渉を可能にし、人びとが他者との間に新しい<間>(inbetween)を創出することを可能にする空間」と定義している29)。一方、篠原30)は、「公共空間は、多くの、さまざまな人へと開かれた、多様な出会いの場となる空間」と述べている。両者は、開かれた場および多様な主体を前提とした、コミュニケーションの創出に重きを置いているという点で共通している。そこで、以下では、公開性の担保、多様な主体の関与、コミュニケーションの創出の点から、自由広場に生じた変化を解釈する。

自由広場開設後、開設前には公開が限定され、多様な主体の関与も、その間のコミュニケーションもなかった当該敷地には、誰もが自由にアクセスできるようになり、公開性は高まった。そして、花壇区画・菜園区画や休憩施設、簡易遊具等、地域住民が共同利用できる区画・施設の整備がなされた結果、中高年者を中心にラジオ体操や花壇・菜園活動、ワンコインの会等を通じたコミュニケーションが活発化した。特に、ラジオ体操をめぐっては、活動を通じて育まれたコミュニケーションが自然な見守り合いにつながっており、共助の基盤ともいえる住民間のつながりが萌芽的に生じていた。これらの変化は、自由広場が、斎藤29)や篠原30)の言う「公共空間」としての性質を強めたものとして解釈できる。

しかし、それと同時に、自由広場内部では、公開性を制限し、多様な主体の関与を阻みうる、新たな動きも生じていた。運営者層を中心に特定の中高年者に利用が偏り、固定化してしまうという事態の発生である。例えば、花壇・菜園区画の日常的利用は、共同区画を含め、主に数名の中高年者に限定されていた。同様に、倉庫や水道、防災カマド等の共用施設の利用も運営者層に限定されていた。これらは公共空間の「私化」(privatization)とも解釈できる動きである。こうした動きに対しては利用者の一部から、占有的な利用や運営・利用のルールの不透明性、情報発信の不足等、運営・利用に対する不満の声が抽出された。この点については、自由広場の公共空間としての性質が弱まったと解釈できる。

ただし、こうした「私化」は限定的なものであり、完全に自由広場の公共空間としての性質が失われたわけではない。カシニワ制度自体に内在する仕組みと、町会の住民参加プロセスのもとで、自由広場全体では、一定水準の公開性、主体の多様性、コミュニケーションが保たれていたものと考えられる。具体的には、カシニワ制度の趣旨に基づき、土地使用貸借契約に「一般住民の利用」が盛り込まれたことに加え、事業計画に際して市の了解を得ることや活動報告が義務づけられていたこと、建築物・工作物の設置に際して市との協議プロセスがあったこと、契約期間が短期に設定されていること等、行政による評価の機会が定期的に設けられていた。一方、町会の住民参加プロセスに関しては、総会で実施計画と活動実績を報告し、他の町会員の承認を得ていること、多世代の娯楽となる町会行事が定期的に開催されていること等、多様な主体が運営・利用に関与できる機会が設けられていた。こうした、制度や町会運営に内在する仕組みが、自由広場の過度の「私化」を防いでいたものと解釈できる。

公共空間としての性質を増進・減退させる動きがせめぎ合うなか、「ちよい農」実験以後は、地元大学をはじめ、他のカシニワ登

録団体等の外部組織と町会との連携が強化され、自由広場は、さらに外部に開かれる場所となった。そのなかで、従来まで自由広場と関わりが強くなかった、子育て層や共働きで忙しい若年層の利用者も現れるようになった。加えて、カシニワフェスタ以降は、町会構成員に留まらず、一般市民も自由広場を来訪することとなった。こうした動きは、「ちよい農」実験以後、自由広場の公共空間としての性質が、再び強められたものとして解釈できる。

## (2) 公共空間としての自由広場の特質

上記のように、自由広場では、地域住民の大きな裁量のもと、地域の課題や需要に合わせて、空間・運営・利用が柔軟に変化していた。それに伴い、公共空間としての性質も変化した。カシニワ制度や町会の住民参加プロセスのもと、他者の排除や地域コミュニティの分断といった深刻な事態は回避され、むしろ時間の経過とともに多様な主体が参加し、相互の対話が発生する場となっていた。こうした、多様な主体の関わりがなかで変化する公共空間の創出過程は、最近の都市公園においても、類似の事例が報告されている<sup>5)9)</sup>。多様な主体の関わりがなかで、公共空間が変化し続けるという点は、恒久的な都市公園と自由広場、両者に共通する性質だと考えられる。

一方、恒久的な都市公園と自由広場の公共空間としての性質の相違点は、変化の方向にある。すなわち、一般的な都市公園では、自治体が管理運営を行う状況から始まり、そこに地域住民が関与するなかで、本研究で言う「公共空間」が形成されている。それに対して、自由広場では、一部の人が、公共性の高い目的に限定されない理由のなかで管理運営を行う状況から始まり、徐々に多様な主体がそこに参加するなかで「公共空間」が形成されている。カシニワ制度は、そうした「私」から始まる公共空間の変化の過程が望ましい方向に向かうように作用していると思えることができる。暫定性は、こうした公共空間の変化の過程が望ましい方向に向かわなかった場合（例えば、特定の主体によって過度に排他的な空間が形成されてしまった場合）のリスクを吸収するものと解釈できる。

ボトムアップ型の社会が希求される日本の社会にあっては、本研究で着目した、「私」から始まる公共空間の創出が主流になっていくべきものと考えられる。それは、地域住民が、個人の興味・関心を入り口としながら公共空間の創出に関与できる、敷居の低い方策だからである。自治体には、制度や暫定利用の仕組みを活用しながら、「私」から始まる公共空間創出が円滑に進むよう側面から支援する役割が求められる。カシニワ制度に基づくCGは、今後の公共空間の創出に対し、こうした新しい方向性を示唆する事例だと結論づけられる。

最後に、今後の課題を述べる。本研究では、暫定利用を前提としたCGの公共空間の変化の過程を解明した一方、変化を促す要因については解明することができなかった。この点については、今後、同様の事例研究を積み重ね、それらを比較することで明らかにしていくことが重要だと考えられる。

謝辞：本研究を進めるにあたり、柏市役所・新若柴町会の方々には多くの御協力を賜りました。ここに記して感謝の意を表します。また、本研究は、JSPS 科研費 25292212（基盤研究B）「持続的な都市の形成に向けた新たな農の概念とその計画」（代表：横張真）およびJST 社会システム改革と研究開発の一体的推進「明るい低炭素社会の実現に向けた都市変革プログラム」（代表：飛原英治）の助成を受けたものです。

## 補注及び引用文献

- 1) 広井良典・小林正弥編 (2010)：コミュニティ：勁草書房、268pp
- 2) 大江守之 (2008)：大都市郊外地域における家族・コミュニティ変容とく弱い

- 専門システム>の構築：大江守之・駒井正晶編「大都市郊外の変容と『協働』」：慶應義塾大学出版会、1-30
- 3) 篠原雅武 (2007)：公共空間の政治理論：人文書院、248pp
  - 4) カシニワ制度とは、土地を貸したい土地所有者と使いたい市民団体等を市が仲介し、未利用地の暫定的利用を支援する制度である。制度の詳細は文献<sup>19)20)</sup>を参照。
  - 5) 藤本真理・中瀬勲 (2006)：兵庫県立有馬富士公園における住民参画型公園運営の課題と展望：ランドスケープ研究 69(5)、757-762
  - 6) 藤本真理・赤澤宏樹・鳴海邦碩・中瀬勲 (2008)：兵庫県立有馬富士公園における住民グループの主体的活動とその継続要因に関する研究：ランドスケープ研究 71(5)、811-816
  - 7) 藤本真理・中瀬勲 (2011)：有馬富士公園運営・計画協議会の議論からみた住民参画型公園運営の課題と展望：ランドスケープ研究 74(5)、793-798
  - 8) 藤本真理 (2011)：都市公園における住民参画型運営に関する研究：大阪大学学位論文、204pp
  - 9) 赤澤宏樹・藤本真理・武田重昭・中瀬勲 (2011)：兵庫県立西武庫公園におけるコミュニティ型協議会によるパークマネジメント：ランドスケープ研究 74(5)、799-804
  - 10) 浅野智子・長瀬安弘・野嶋政和 (2003)：地域住民による小規模な広場型のオープンスペースの管理運営と利用および評価の関係：ランドスケープ研究 66(5)、759-764
  - 11) 横賀志・横張真・渡辺貴史・雨宮護 (2005)：東京都特別区における未利用地活用型オープンスペースの空間的特徴と周辺環境との関係：ランドスケープ研究 68(5)、867-870
  - 12) 熊野稔・亀野辰三・丸山暉彦・上浦正樹 (2002)：ポケットパークの設立目的と空間特性：ランドスケープ研究 65(5)、801-804
  - 13) 三分一淳・熊野稔・亀野辰三 (2003)：名古屋市における街園の空間特性とその評価：ランドスケープ研究 66(5)、795-798
  - 14) 藤澤宏・浅野智 (1996)：既成住宅地における街角広場の住民による利用と評価に関する研究—世田谷区太子堂地区のポケットパークを事例として—：日本建築学会計画系論文集 490、63-72
  - 15) 寺田徹・雨宮護・細江まゆみ・横張真・浅見泰司 (2012)：暫定利用を前提とした緑地の管理・運営スキームに関する研究：ランドスケープ研究 75(5)、651-654
  - 16) 藤岡泰寛・重村英彦・金森千穂・大原一興 (2010)：都市近郊農地を活用した菜園付き共同住宅居住者による協調的環境管理と交友の広がり—菜園付きコーポラティブ住宅「さくらガーデン」の事例研究—：日本建築学会計画系論文集 651、1007-1016
  - 17) 橋本美由紀・錦澤滋雄 (2007)：コミュニティガーデンにおける活動の場の構成要素と活動内容の関係性—兵庫県内の事例を対象として—：環境情報科学論文集 21、141-146
  - 18) 同資料には広場の開設経緯や活動実績 (2010~2012年) が記されている (全5頁)。
  - 19) 数値地図 5000 (2005年土地利用) では、後に自由広場が開設される土地の敷地は「山林・荒地等」に区分されている。
  - 20) 運営者層ヒアリングに基づく(表-3)。
  - 21) 細江まゆみ (2011)：カシニワで地域の魅力をアップする〜カシニワ制度の創設経緯と運用開始後の状況について：新都市 65(9)、46-50
  - 22) 利用者層ヒアリングに基づく(表-3)。
  - 23) 土地使用貸借契約書 (2010年5月10日締結)
  - 24) 花壇計画図 (2010年町会作成)
  - 25) 日曜日の草刈り作業終了後に500円を出し合い、飲み語らう集まり
  - 26) 土地使用貸借契約書 (2012年4月1日締結)
  - 27) 雨宮護 (2013)：空閑地の農的活用事例と住宅地の「安全・安心」への貢献の可能性：Evaluation、50、20-27
  - 28) 行動観察調査に基づく(表-4)。
  - 29) 斎藤純一 (2005)：都市空間の再編と公共性：植田和弘・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編「都市の再生を考える 1 都市とは何か」：岩波書店、129-154